

福岡県社保協

Fax Mail ニュース

2020.4.22 No.77

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

県内 60 市町村すべての

首長・議長あてに要望書を郵送しました！

福岡県社保協では、4月20日に県内の60市町村全ての首長と議長当てに、新型コロナウイルス感染症に係る要望書を一齐に郵送しました。自治体によって進捗に濃淡があると思いますが、県社保協としては、同一要望として提出することとしました。今後、各地域社協や団体で自治体への申し入れや懇談を行う時は、ご活用いただければと思います。

【要望内容】

1. 資格証明書が交付されている国民健康保険の被保険者に対し、直ちに短期保険証を交付すること。交付に際しては、来庁不要で電話または郵送によりできる手続きや相談を拡充し、確実に届くよう手段を講じてください。
2. コロナに関連し経済的事由で受診を控えることがないように、国保法44条による一部負担金の減免、国保法77条による保険料を減免の実施を速やかに行ってください。
3. 国民健康保険の被保険者に対する、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当の支給ができるよう条例の改正・改定を速やかに実施してください。
4. 上記の要望に対する、実施につきましては、住民に周知いただきますようお願い致します。

福岡市社保協・南区社保協にて、
福岡市の国保課と懇談を実施、
要望書を提出しました！

各地域での取り組み等ありましたら

ご一報ください。

コロナウイルス感染症緊急事態宣言下の福岡市へ 「国民健康保険制度の緊急要請」



「市社保協木村事務局長が保険年金課中川原課長へ手渡し」
4月21日、市社保協・南区社保協連名で要請書を提出しました。

市社保協木村事務局長・総貫市議会議員・福建労福岡東支部山中書記長・南区社保協皆川で国保課を訪問し、要請書を提出しました。その際、保険年金課の課長・係長と手短に懇談しました。4月の初旬に南区の国保課（徴収担当）に滞納処分について尋ねたときは、「いま滞納している世帯は、コロナが原因ではないので、特別な対応はしない」という回答でしたが、今回の懇談で、中川原課長は「このような状況下では、緊急やむを得ない場合（例えば資産が沢山あるのに納付しないなど）以外は差押を猶予し、個々の生活の状況をよく聞き取りをするようにと指示している」と回答。しかしながら、その他の項目に対して明確な回答は得られなかったため、私たちがコロナの影響による相談を受けた市民の現状を訴え、市民と窓口担当者の感染を防ぐためにも、接触を減らした業務の簡素化を求めました。また、市民の命を守るために、資格証世帯への短期証発行と子どもたちへの通常証の発行と、国保料の減免（77条）・窓口一部負担金の免除（44条）を効果的に利用し、受診の機会から漏れないような手続きを改めて求めました。

【国保制度緊急要請7つの項目】

1. 資格証世帯への短期証の発行
2. 短期証の子どもたちへの1年証の発行
3. 経済活動がままならない状況下での差押を止めること
4. 窓口一部負担金の免除（国保44条）の積極的活用
5. 保険料減免（国保77条）の積極的活用と保険料徴収猶予の周知徹底
6. 傷病手当金制度の参入・実施
7. 傷病手当金制度を実施する場合、被用者以外も対象とすること

